

※対象の設定がないものはどなたでも。費用の記載がないものは無料です。

日＝日時 場＝会場 対＝対象 定＝定員 講＝講師・出演者 費＝費用 持＝持ち物 申＝申し込み方法 問＝問い合わせ

防災ラジオを購入できます

☎(260)5777 危機管理課

地震速報や気象に関する特別警報、避難情報など市の防災行政無線放送を自動受信する防災ラジオを販売店から購入できます**対**市内在住者・事業所・団体**定**先着30台**費**2万6,950円(税、送料込)(来年3月までに納品)**日**6/2(月)～30(月)に申込用紙を市役所同課へ直接持参。※申込用紙は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。



「児童手当現況届」を発送

☎(260)5608 こども総務課

現況届の提出は原則不要になりましたが、一部の提出が必要な人には6月上旬に「令和7年度児童手当現況届」を郵送します。現況届提出の確認ができないと、6月分以降の児童手当が受給できなくなりますのでご注意ください**対**離婚協議中で配偶者と別居している人、修学していない大学生相当年齢の子を養育している人、その他市から案内があった人**日**6/30(月)(必着)までに、郵送で〒242-8601保健福祉センター同課へ。

第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

☎(260)5604 福祉総務課

戦没者死亡当時の遺族で、今年4/1(基準日)時点で、公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない人には、特別弔慰金が額面27万5,000円、5年償還の記名国債が支給されます**対**戦没者死亡当時の遺族のうち、次の①～④の順番により1人／①令和7年4/1までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人、②戦没者等の子、③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めいなど)で、戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人**日**令和10年3/31(金)までに直接、保健福祉センター同課へ。

令和6年度情報公開制度などの運用状況

☎(260)5334 総務課

市は、大和市情報公開条例、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例を制定

しています。条例に基づく各制度の運用状況は次の通りです**／情報公開制度**▶不服申立て:12件、請求件数:209件、全部公開:52件、一部公開:108件、非公開:40件(うち不存在39件)**／個人情報保護制度**▶不服申立て:3件、請求件数:75件、全部開示:32件、一部開示:16件、不開示:26件(うち不存在26件)。※市の出資法人5団体(大和市土地開発公社、(福)大和市社会福祉協議会、(公財)大和市スポーツ・よか・みどり財団、(公財)大和市国際化協会、(公社)大和市シルバー人材センター)において、情報公開請求はありませんでした。

模範となる優秀な工事を公表

☎(260)5342 契約検査課

市は、事業者の公共工事受注への意欲や質の向上を図るため、模範となる優秀な工事の業種、名称、事業者名を公表しています。昨年度は、特に優秀な工事が5件、優秀な工事が30件でした。※工事の名称や事業者などは市のホームページをごらんください。

中小企業退職金共済などの掛け金補助申請を受け付け

☎(260)5135 産業活性課

36か月を限度に中小企業退職金共済または特定退職金共済の掛け金の一部を補助**対**令和3年5月以降に加入し、昨年度中に掛け金を払い込んだ市税等の滞納がない事業主**／助成額**▶被共済者1人につき、1か月に払い込んだ掛け金の20％以内で予算の範囲内で定める額(月額1,400円が上限)に対象月数を乗じた額**日**6/30(月)までに直接市役所同課へ(特定退職金共済は大和商工会議所(中央5-1-4)へ)。

大和市自動化セミナー等受講支援補助金

☎(260)5135 産業活性課

産業用ロボットの導入などによる作業工

程の自動化を図ることなどを目的としたセミナーなどの参加費用を補助**／対**市内に事業所を有し、市内で1年以上継続して同一の製造業を営んでおり、国、県、市税に滞納がない法人または個人事業主**／対象セミナー**▶製造ライン等の自動化推進や検討を目的として参加するものなど**／補助上限額(補助率)**▶1セミナー3万円(100％)**／補助回数**▶年度につき2セミナーまで**日**必要書類を市役所同課へ直接持参。※先着順に受け付け、予算に達した時点で終了。※申請書など**日**

特定外来生物「オオキンケイギク」の駆除にご協力を

☎(260)5451 みどり公園課

市内で生息が確認されているオオキンケイギクは、北米原産の多年草で、特定外来生物に指定されており、5～7月に黄色のコスモスに似た花を咲かせます。所有する土地で見かけたら、根ごと引き抜き、駆除へのご協力をお願いします。

犬の登録と狂犬病予防注射

☎(260)5661 医療健康課

犬の飼い主には飼い犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。新しく犬を飼うときには、市への登録が必要です。飼い主や住所などが変わった場合や、登録事項に変更があったときは早めに手続きをしてください。狂犬病の発生、まん延を防ぐために、年1回の狂犬病予防注射を忘れずに実施してください。

コグニバイクを設置

☎(260)5612 人生100年推進課

自転車をこぎながら脳トレをするコグニバイクを設置しました。初めての利用には講習会の参加とID登録が必要です**日**毎週月～金曜日9:00～16:00**場**保健福祉センター**対**60歳以上の市内在住者。※講

習会の日程は、市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

65歳以上の在宅要介護者の家族に紙おむつを支給

☎(260)5611 人生100年推進課

対次の①～③すべてに該当する65歳以上の要介護者を在宅で介護している家族**／**①大和市に住民登録がある市内在住者(1か月以上の入院や施設入所している人を除く)、②介護保険法の要介護3以上(要介護3の人は寝たきりまたは認知症の程度により判定)、③要介護者とその同一世帯の家族全員が、市民税非課税の世帯。

心身障害者医療費助成制度で所得制限額を下回った人は申請を

☎(260)5665 障がい福祉課

所得制限により心身障害者医療費助成制度の対象外だった人で、昨年中の所得が制限額を下回った場合は、7/1から助成対象となります。助成を受けるには申請が必要です**／所得制限額**▶360万4,000円(扶養親族0人の場合。扶養親族の数が1人増えるごとに38万円を加算した額)**持**各種障害者手帳、健康保険証、マイナンバーを確認できる書類(個人番号カードなど)、印鑑。本人以外が申請する場合はその人の本人確認書類も**日**直接、保健福祉センター同課へ。※対象となる手帳の等級はお問い合わせください。

母子・父子家庭の就労支援給付金

☎(260)5608 こども総務課

いずれも**対**市内在住の母子・父子家庭の親で、子の年齢が20歳未満の人(支給要件あり)。①③は市で母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている人、②は児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人、③は20歳未満

の子自身も対象)**申**下記の講座の受講開始前に要問い合わせ**／**①**自立支援教育訓練給付金**▶雇用保険制度の一般教育訓練の指定講座などを受講した場合に費用の一部を支給**／**②**高等職業訓練促進給付金**▶看護師、准看護師、保育士、美容師、調理師、介護福祉士、歯科衛生士、社会福祉士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格などの資格取得のために養成機関で修業し、資格の取得を見込める場合に給付金を支給**／**③**高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金**▶高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に受講費を補助。

不妊治療(先進医療)費を助成

☎(260)5609 すくすく子育て課

不妊に悩む夫婦に対し、体外受精および顕微授精の保険診療と併用して実施する先進医療にかかった費用の7割(上限5万円)を助成します。申請回数に上限があります。対象や申請方法など詳しくは市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

妊娠・子育て相談

☎(260)5609 すくすく子育て課

妊娠前から妊娠・出産・子育て期の相談に保健師などが応じます。いずれも**場**保健福祉センター**／子育て何でも相談・応援センター**▶**日**毎週月～金曜日8:30～17:00(祝日、年末年始は除く)**日**電話で同課**☎(260)5675**へ**／助産師さん何でも相談**▶**日**毎週火・木曜日10:00～15:00(祝日、年末年始を除く)**申**電話で。

ヤングケアラーを知っていますか

☎(260)5609 すくすく子育て課

ヤングケアラーとは、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常

的にしている子どもや若者のことです。家事などが負担となり、心身に不調を感じたり、学校生活に影響が出たりすることがあります。市は今年度から市内の小・中学生を対象に、支援の一環として本人の気づきにつながるアンケートを実施します。家族のケアをされていて不安や悩みを抱えていたら、気軽に相談してください。



土地購入時にご注意を

☎(260)5430 まちづくり計画課

「市街化調整区域であることを知らずに土地を買ってしまった」「土地を買ったが道路に接していないので家が建てられない」など、土地売買に関するトラブルが増えています。契約書を取り交わしたり手付金を支払ったりする前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や駐車場などを宅地と見せかけて売買する「現況有姿分譲地」には、建物(車庫、物置、倉庫、コンテナハウスなどを含む)を建てるできません。ご注意ください。

食中毒にご注意を

☎(260)5662 医療健康課

食中毒を予防するため、以下のことに気をつけましょう**／食中毒菌をつけない**▶手と調理器具をしっかりと洗い、食材もきれいに洗う。冷蔵庫内は清潔に保つ**／食中毒菌を増やさない**▶調理した食品は早めに食べ、保存する場合は冷蔵庫で保存**／食中毒菌をやっつける**▶加熱調理をする食品は、中心部までよく火を通してから食べる。

今月の納税

納期限内の納付にご協力ください
便利な口座振替をご利用ください

6月の納税(納付)
納期限は6/30(月)

- ①市県民税・森林環境税(普通徴収) 1期
②国民健康保険税 1期
場市役所収納課 **☎(260)5241**～3。
③介護保険料 1期
場市役所介護保険課 **☎(260)5169**。

納税・相談の休日窓口

日土曜日8:30～17:00、日曜日8:30～12:30**場**市役所収納課**☎(260)5241**～3。※③は納付書持参の人の納付のみ受け付け。